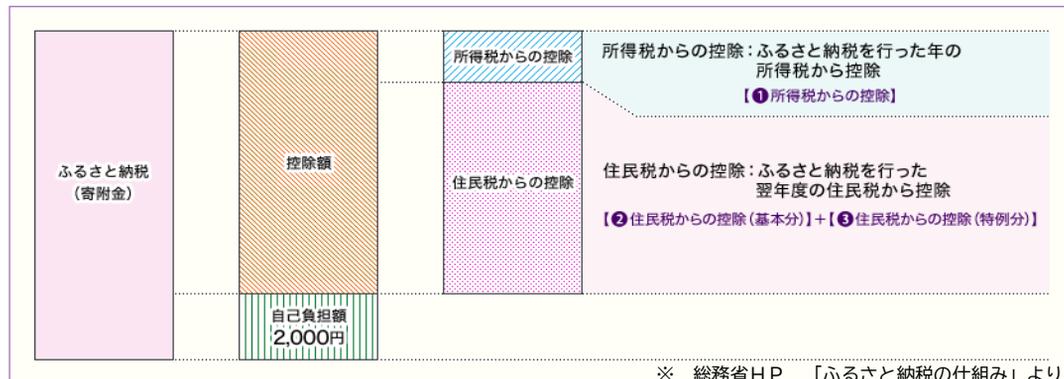


「福岡県子ども食堂応援プロジェクト」寄附方法と税金の控除

個人の方

寄附の方法：ふるさとチョイスへアクセスし、必要事項を入力

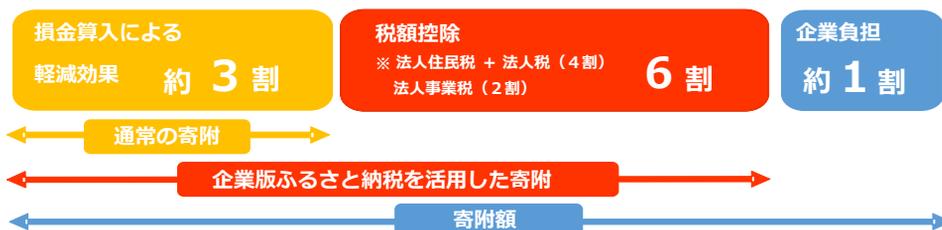
税金の控除：寄附額のうち、2千円を超える部分について、一定の上限まで、所得税やお住まいの自治体の個人住民税から控除されます。



県外本社企業の方

寄附の方法：下記お問い合わせ（福岡県総務部税務課企画係）に連絡後日、寄附の申し出書をご提出いただきます。

税金の控除：通常の損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて、最大で寄附額の約9割が軽減され、企業の実質的な負担は約1割となります。



福岡県企業版ふるさと納税HP



- 1回あたり10万円以上の寄附が制度の対象となります。
- 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。

県内本社企業の方

寄附の方法：①ふるさとチョイスへアクセスし、必要事項を入力
※入力には法人として行ってください。

②下記お問い合わせ（福岡県総務部税務課企画係）に連絡後日、寄附の申込書をご提出いただきます。

どちらでも可

税金の控除：寄附額全額が損金に算入されることにより、約3割の軽減効果があり、企業の実質的な負担は約7割となります。



お問い合わせ先

【制度及び寄附の募集に関すること】
福岡県総務部税務課 企画係
TEL：092-643-3063
Mail：zeimu@pref.fukuoka.lg.jp

【プロジェクト及び子ども食堂に関すること】
福岡県福祉労働部子ども未来課 居場所づくり係
TEL：092-643-3577
Mail：komiraiibasyo@pref.fukuoka.lg.jp